工事下請契約約款

この工事下請契約約款（以下「本約款」という）は、京セラみらいエンビジョン株式会社が、下請人に工事を注文するにあたり、工事の下請け契約の適正な履行を期するため、工事下請負に関する基本事項について、次のとおり定める。

（総則）

第１条　元請負人京セラみらいエンビジョン株式会社（以下「甲」という）と下請人（以下「乙」という）は、本約款に定める事項を遵守し、信義誠実の原則に従って契約の履行に努めなければならない。

２．甲は、乙に対して、注文書により工事（以下「この工事」という）を注文し、乙は、甲に対して、請書を提出することによって契約（以下「個別契約」という）が成立し、本約款に定める事項は個別契約による工事に適用する。

３．甲及び乙は、本約款及び個別契約並びに図面、仕様書その他の図書（以下「設計図書」という）に従い、互いに協力し、誠実にこれを履行する。

４．個別契約、本約款、図面（質疑応答書、見積要項書、基本設計図書）、仕様書その他の図書との間において、相違または矛盾等が生じた場合、個別契約を優先的に適用し、次いで請書、本約款、図面、仕様書、その他の図書の優先順に従って適用する。

（請負代金内訳書及び工程表）

第２条　乙は、設計図書に基づく請負代金内訳書、工事施工計画書及び工程表を作成し、個別契約締結後、すみやかに甲に提出して、その承認を受ける。なお、設計図書に基づく請負代金内訳書、工事施工計画書及び工程表については、工事毎に必要な書面の種別を甲乙協議のうえで合意し、当該合意に基づいて乙が作成するものとする。

（乙の関係事項の通知）

第３条　乙は、甲に対して、この工事に関し、次の各号に掲げる事項を個別契約締結後遅滞なく書面をもって通知する。

一．建設業許可番号

二．現場代理人及び主任技術者の氏名

三．雇用管理責任者の氏名

四．安全管理を行なう者の職、氏名

五．法定の作業別資格者等の氏名

六．工事現場において使用する一日当り平均作業員数

七．工事現場において使用する作業員に対する賃金支払の方法

八．その他甲が工事の適正な施工を確保するため必要と認めて指示する事項

２．乙は、甲に対して、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面をもってその旨を通知する。

（乙の下請人関係事項の通知）

第４条　乙が、この工事の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合、乙は、甲に対して、その契約(その契約に係る工事が数次の契約によって行われるときは、次の全ての契約を含む)に関し、次の各号に掲る事項を遅滞なく書面をもって通知しなければならない。

一．受任者又は請負人の氏名及び住所（法人であるときは名称及び工事を担当する営業所の所在地）

二．建設業許可番号

三．現場代理人及び主任技術者の氏名

四．雇用管理責任者の氏名

五．安全管理を行なう者の職、氏名

六．法定の作業別資格者等の氏名

七．工事の種類及び内容

八．工期

九．受任者又は請負人が工事現場において使用する一日当り平均作業員数

十．受任者又は請負人が工事現場において使用する作業員に対する賃金支払いの方法

十一．その他、甲が工事の適正な施工を確保するため必要と認めて指示する事項

２．乙は、甲に対して、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面をもってその旨を通知する。

３．乙は、この工事の全部又は一部を下請人に委任又は請け負わせる場合には、乙が当該下請人の選任及び監督につき善良なる管理者の注意義務を尽くしたとしても、当該下請負人に関する一切の責任を負うものとする。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第５条　乙は、一括してこの工事の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者及び甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（法令等遵守の義務）

第６条　甲及び乙は、この工事の施工にあたり建設業法、その他工事の施工、労働者の使用等に関する法令及びこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導を遵守する。

２．甲は、乙に対し、前項に規定する法令及びこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導に基づき必要な指示、指導を行い、乙はこれに従う。

３．乙は、乙の使用する労働者又は下請負人に対し、前２項に定める法令及び行政指導並びに甲の指示、指導を遵守させるとともに、法令に定められた注文者、又は使用者として全ての義務を履行しなければならない。

４．労働者災害補償保険の加入については、甲乙協議して定める。

（関連工事との調整）

第７条　甲は、この工事を含む元請工事（甲と注文者との間の請負契約による工事をいう）を円滑に完成するため関連工事（元請工事のうちこの工事の施工上関連ある工事をいう）との調整を図り、必要がある場合は、乙に対して指示を行う。この場合において、この工事の内容を変更し、又はこの工事の全部もしくは一部の施工を一時中止したときは、甲乙協議して工期又は請負代金額を変更できる。

２．乙は、関連工事の施工者と緊密に連絡強調を図り、元請工事の円滑な完成に協力する。

（担保の提供、契約保証人）

第８条　乙は、甲が第 32 条（前金払）により、前払をするなど債務の履行を担保する必要があると認め、乙に保証人、担保の提供等を求めたときは、これに応じなければならない。

２．金銭保証人は、乙の債務不履行により生ずる損害金の支払を行なう。

３．工事完成保証人は、乙が工事を完成することができない場合に、乙に代わって自ら工事を完成する。

４．甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、工事完成保証人に対して工事を完成すべきことを請求することができる。

一．工期又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき

二．正当な理由がないのに、工事に着手すべき時期を過ぎても工事に着手しないとき

三．前２号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき

５．工事完成保証人は、前項の請求があったときは、第９条（権利義務の譲渡）第１項の規定にかかわらず、個別契約に基づく乙の権利及び義務を承継する。

（権利義務の譲渡）

第９条　甲又は乙は、個別契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させないものとする。ただし、相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

２．甲又は乙は、工事目的物又は工事現場に搬入した工事材料（工場製品を含む、以下同じ）及び第１３条（工事材料の品質及び検査）による検査済工事材料並びに支給材、第３２条（前金払）又は第３３条（部分払）による支払のあった工事材料を第三者に譲渡し、貸与し、もしくは担保の目的に供してはならない。ただし、相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（監督員）

第１０条　甲は、監督員を定めたときは、書面をもってその氏名を乙に通知する。

２．監督員は、本約款の他の条項に定められるもの及び本約款に基づく甲の権限とされる事項のうち、甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書で定めるところにより次に掲げる権限を有する。

一．個別契約の履行についての乙、又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

二．設計図書に基づくこの工事の施工のための詳細図等の作成及び交付、又は乙が作成したこれらの図書の承諾

三．設計図書に基づく工程の管理、立会、この工事の施工の状況の検査又は工事材料の試験もしくは検査

３．甲は、監督員に本約款に基づく甲の権限の一部を委任したときは、その委任した権限の内容を、又は２名以上の監督員を置き前項の権限を分担させたときは、それぞれの監督員の有する権限の内容を、書面をもって乙に通知する。

４．甲が第１項の監督員を定めないときは、本約款に定められた監督員の権限は、甲が行なう。

（現場代理人及び主任技術者）

第１１条　乙は、自己に代わり監督員の監督又は指示に従って工事現場の一切の事項を処理する現場代理人を、甲の承諾を得ておくことができる。

２．現場代理人は、個別契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営取締りを行なうほか、本約款に基づく乙の一切の権限（請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、工事関係者に関する措置請求並びに個別契約の解除に係るものを除く）を行使する。ただし、現場代理人の権限については、乙が特別に委任し、又は制限したときは、甲の承諾を要する。

３．乙は、工事施工における技術上の管理をつかさどる主任技術者を選任する。

４．現場代理人と主任技術者とは、これを兼ねることができる。

（工事関係者に関する措置請求）

第１２条　甲は、乙の現場代理人、主任技術者、その他乙がこの工事を施工するために使用している下請負人、作業員等で、この工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

２．乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、甲に対してその理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

３．甲又は乙は、前２項の規定による請求があったときは、その請求に係る事項について決定し、その結果を相手方に通知する。

（工事材料の品質及び検査）

第１３条　工事材料につき設計図書にその品質が明示されていないものは、中等の品質を有するものとする。

２．乙は、工事材料については、使用前に甲の検査に合格したものを使用する。ただし、甲が検査を要しないものと指定した工事材料については、この限りでない。

３．甲は、乙から前項の検査を求められたときは、遅滞なくこれに応ずる。なお、検査に要する費用は、乙の負担とする。

４．乙は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出しない。

５．乙は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、遅滞なく工事現場外に搬出する。

６．第２項から第５項の規定は、建設機械器具等についても準用する。

（立会及び工事記録の整理）

第１４条　乙は、調合を要する工事材料については、監督員の立会を受けて調合し、又は見本検査に合格したものを使用する。

２．乙は、水中の工事又は地下に埋設する工事、その他施工後、外面から明視することのできない工事については、監督員の立会を受けて施工する。

３．監督員は、乙から前２項の立会又は見本検査を求められたときは、遅滞なくこれに応ずる。

４．乙は、設計図書において見本、又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定された工事材料の調合、又は工事の施工をするときは、設計図書で定めるところによりその記録を整備し、監督員の要求があったときは、遅滞なくこれを提出する。

（支給材料及び貸与品）

第１５条　甲から乙への支給材料及び貸与品の品名、数量、品質、規格、性能、引渡場所、引渡時期、返還場所又は返還時期は、別に定めるところによる。

２．工程の変更により引渡時期及び返還時期を変更する必要があると認められるときは、甲乙協議してこれを変更する。この場合において必要があると認められるときは、工期又は請負代金額を変更する。

３．監督員は、支給材料及び貸与品を、乙の立会のうえ検査して、受領書又は借用書と引き換えに引渡す。この場合において、乙は、その品質、規格又は性能が、第１項の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、遅滞なくその旨を書面をもって監督員に通知する。

４．監督員は、乙から前項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、第１項の定める品質、規格もしくは性能を有する他の支給材料もしくは貸与品を引渡し、又は支給材料もしくは貸与品の品質、規格等の変更を行なうことができる。この場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して、工期又は請負代金額を変更する。

５．乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって、使用及び保管し、乙の故意又は過失によって支給材料又は貸与品が滅失もしくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に原状に復し、もしくは代品を納め、又はその損害を賠償する。

６．乙は、支給材料又は貸与品の引渡を受けた後、第３項の検査により発見することが困難であった隠れた不備・不良またはその他の異常があり、使用に適当でないと認められるときは、遅滞なく監督員にその旨を通知する。この場合においては、第４項の規定を準用する。

（補修、改造義務）

第１６条　乙は、この工事の施工が設計図書に適合しない場合において、監督員がその補修、改造を請求したときは、直ちにこれに従う。この場合、補修、改造に要する費用は乙の負担とする。

２．甲は、乙が甲の指定する期日までに補修、改造を行なわないことが明らかであるときは、第三者にこれを行なわせることができる。

３．第１項の不適合が監督員の指示による等、甲の責に帰すべき理由によるときは、補修、改造に要する費用は甲が負担する。この場合において必要があると認められるときは、甲乙協議して工期を変更する。ただし、この場合において、乙に故意又は重大な過失があるとき、もしくは設計図書に著しく不適合であることを知りながら甲に通知せず施工したときは、乙の負担とする。この場合においては、工期の変更を行なわない。

（条件変更等）

第１７条　乙は、この工事の施工にあたり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、直ちに書面をもってその旨を監督員に通知し、その確認をとる。

一．設計図書と工事現場の状態が一致しないこと

二．設計図書の表示が明確でないこと（図面と仕様書が交互符合しないこと及び設計図書に誤謬、又は脱漏があることを含む）

三．工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約など設計図書に示された自然的、又は人為的な施工条件が実際と相違すること

四．設計図書で明示されていない施工条件について、予期することができない特別の状態が生じたこと

２．監督員は、前項の確認を求められたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、その結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、その指示を含む）を書面をもって乙に通知する。

３．第１項各号に掲げる事実が甲乙間において確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書を訂正し、又は工事内容工期もしくは請負代金額を変更する。この場合において、工期又は請負代金額の変更については、甲乙協議し定める。

（工事の変更、中止等）

第１８条　甲は、必要があると認めるときは、書面をもって乙に通知し、工事内容を変更又はこの工事の全部もしくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して工期または請負代金額を変更する。

２．工事用地等の確保ができない等のため、又は天災その他の不可効力により工事目的物等に損害を生じ、もしくは工事現場の状態が変動したため、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の全部又は一部の施工を中止させる。この場合において、必要があると認められたときは、甲乙協議して、工期又は請負代金額を変更する。

（乙の請求による工期の延長）

第１９条　乙は、天災その他の不可抗力等の正当な理由により、工期内にこの工事を完成することができないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって、工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して定める。

２．前項の規定により、工期を延長する場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して、請負代金額を変更する。

（甲の請求による工期の短縮等）

第２０条　甲は、特別の理由により、工期を短縮する必要があるときは、乙に対して書面をもって工期の短縮を求めることができる。この場合における短縮日数は、甲乙協議して定める。

２．本約款の他の条項の規定により、工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、甲乙協議のうえ、通常必要とされる工期の延長を行なわないことができる。

３．前２項の場合において必要があると認められるときは、甲乙協議して請負代金額を変更する。

（請負代金額の変更）

第２１条　乙は、個別契約成立後、工事目的物の引渡しまでの間に、建設業法第 20 条の２に従い通知した事象（物価又は賃金の著しい変動を含むが、これに限らない。）の発生により、個別契約の履行に要する費用に著しい変動が生じた場合、甲に対して請負代金額の変更についての協議を求めることができるものとする。この場合における請負代金額は、甲乙協議して定めるものとし、甲は、誠実に当該協議に応じるよう努めるものとする。

（臨機の措置）

第２２条　乙は、災害防止のため必要があると認められるときは、臨機の措置をとる。この場合においては、乙は、あらかじめ監督員の意見を求なければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、措置後遅滞なく監督員に報告する。

２．監督員は、災害又は公害の防止、その他工事の施工上必要があると認めるときは、乙に対し臨機の措置をとることを求めることができる。この場合において、乙は、直ちに応じなければならない。

３．乙が前２項の規定により臨機の措置をとった場合において、その措置に要した費用のうち、乙が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。この場合における甲の負担額は、甲乙協議して定める。

（報告、点検）

第２２条の２　乙は、甲からの請求がある場合、すみやかにこの工事の進捗状況を甲に報告するものとする。また、乙は、この工事の施工状況等を書面等により記録するものとし、甲の請求に従い、これを開示するものとする。

２．甲は、必要に応じて工事点検を行うものとし、乙は、工事点検を行うために甲が工事用地等に立ち入る場合、これに協力するものとする。

３．乙は、工事設計書等に甲の立会いのうえ施工することを定めた工事を施工するときは、事前に甲に通知し、甲は当該工事に立会うものとする。

（一般的損害）

第２３条　工事目的物の引渡前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害、その他この工事の施工に関して生じた損害（本約款において別に定める損害を除く）は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲の負担とする。

（第三者に及ぼした損害）

第２４条　この工事の施工について、第三者（関連工事及び元請工事に関する他の工事の請負人等を含む、以下本条において同じ）に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたもの及び工事の施工に伴い通常避けることができない事象により生じたものについては、この限りでない。

２．前項の場合その他この工事の施工について、第三者との間に紛争を生じた場合、乙が自らの責任と費用負担において、その処理解決にあたる。

（天災その他不可抗力による損害）

第２５条　天災その他不可抗力によって、工事目的物、工事出来形部分、工事現場の工事仮設物、工事現場への搬入済の工事材料（ 甲が確認したものに限る ）又は貸与品に損害を生じたときは、第２６条（ 工事目的物等所有権の帰属 ）の規定にかかわらず、甲乙協議して負担額、負担割合を定める。ただし、第３２条（ 前金払 ）又は第３３条（ 部分払 ）により支払があった工事材料で工事現場搬入前のものについては、乙の負担とする。

２．損害額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、甲乙協議して定める。ただし、第２５条の２（ 損害保険 ）に定める損害保険、その他損害を填補するものがあるときは、その損害を損害額から控除する。

一．工事の出来形部分に関する損害

損害を受けた出来形部分に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。

二．工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合には、その 評価額を差し引いた額とする。

三．工事仮設物又は貸与品に関する損害

損害を受けた工事仮設物又は貸与品について、この工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における出来形部分に相応する償却費の額を差引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

３．甲及び乙は、工事現場（工事現場周囲の駐車場や建設機械器具等の保管場所を含む）に持ち込んだ、自らが所有又は賃借等して保有する建設機械器具等は、自らの責任で保管、管理するものとし、天災その他の不可抗力によって、これらに損害が生じた場合は、自らがその損害を負担するものとし、相手方には何らの請求も行わないものとする。当該損害を填補する損害保険が必要な場合、甲又は乙は、自らの費用で損害保険を付保するものとする。また、乙は乙の下請負人にも本項の内容を了承させるものとする。

４．天災その他の不可抗力によって生じた損害の取片づけに要する費用は、本契約に規定がない場合については、甲乙協議のうえ、それぞれの負担額を定める。

（損害保険）

第２５条の２　乙は、工事目的物、工事出来形部分、工事現場の工事仮設物、工事現場へ搬入済の工事材料（ 甲が確認したものに限らない ）、建設機械器具等及び貸与品などに関して、甲の合理的に満足する形式及び内容の組立保険、第三者賠償責任保険、工事用建設機械に係る保険その他必要な保険を付保し、維持するものとし、甲が求めた場合、当該保険に係る保険証券原本を保険料納付の領収証原本と併せて甲に呈示のうえ写しを交付するものとする。保険契約の詳細については甲及び乙が別途協議のうえこれを決定するものとする。なお、本契約締結後に甲の事由により、甲乙協議のうえ追加する条件については、乙は本契約金額の変更を要求することができるものとする。

２．乙は、工事目的物、工事出来形部分、工事現場の工事仮設物、工事現場への搬入済の工事材料（ 甲が確認したものに限らない ）、建設機械器具等及び貸与品などに前項に定める保険以外の保険を付保したときは、速やかにその旨を甲に通知するものとし、甲が求めた場合、当該保険に係る保険証券原本を保険料納付の領収証原本と併せて甲に呈示のうえ写しを交付するものとする。

（工事目的物等所有権の帰属）

第２６条　工事目的物、出来形部分、支給材料並びに第３２条（前金払）又は第３３条（部分払）による支払のあった工事材料の所有権は、第２７条（検査及び引渡し）又は第２９条（部分引渡し）による引渡しもしくは工場現場への搬入の前後を問わず、甲に帰属する。

２．甲は、前項の工事材料について、この工事に使用すべき工事材料として、特定されていないものについては、いつでも乙の同意を要せず指定し、この工事に使用すべき工事材料として、特定することができる。なお、甲は、当該特定後の工事材料については、これを明認するため必要な措置を講ずることができる。

（検査及び引渡し）

第２７条　乙は、この工事が完成したときは、その旨を別途甲が指定する様式をもって甲に通知する。なお、当該様式が作業完了報告書の場合は、作業完了報告書記載の完了日（完成図書の提出が甲から求められている場合は、完成図書提出日）を工事完成の通知日とみなす。

２．甲は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、乙の立会のうえ、工事の完成を確認するための検査を行う。この場合、甲は、当該検査の結果を書面をもって、乙に通知する。

３．甲は、乙が前項の検査によって、この工事の完成を確認した後、乙が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに工事目的物の引渡しを受ける。

４．甲は、乙が前項の申出を行なわないときは、請負代金の支払の完了と同時に工事目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、乙は、直ちにその引渡しをする。

５．乙は、この工事が第２項の検査に合格しないときは、遅滞なく、これを修補して、甲の検査をうける。この場合においては、修補の完了をこの工事の完了とみなし前４項の規定を適用する。

６．乙が、第３項の引渡しを申し出たにもかかわらず、甲が受けないときは、引渡しまでに要する費用は、甲が負担する。

７．乙は、この工事の完成後、自己の責任と負担において、工期内もしくは甲の指定する期間内に、この工事のために使用した工事仮設物、建設機械器具等その他の設備等を撤去し、跡片付清掃等を行い、甲の点検を受ける。

（部分使用）

第２８条　甲は、前条３項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を、乙に通知して使用することができる。

２．前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用する。

３．甲は、第１項の規定による使用により、乙に損害を及ぼし又は乙の費用が増加したときは、その損害を賠償し又は増加費用を負担する。この場合における賠償額又は負担額は、甲乙協議して定める。

（部分引渡し）

第２９条　工事目的物につき、甲が設計図書において、この工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という）がある場合において、その部分の工事が完了したときは、第２７条（検査及び引渡し）中「この工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と読み替えて、この規定を準用する

（廃棄物の運搬）

第３０条　乙は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第１８条の２第１項各号のいずれにも該当することが認められる廃棄物であって、この工事にかかるものについて、自らの責任と費用負担において、別途甲が指定する収集場所まで運搬することができる。

（請負代金の支払方法及び時期）

第３１条　請負代金の支払方法及び時期については、個別契約に定めるところによる。

２．甲は、前項の定めにかかわらず、やむを得ない場合には、乙の同意を得て請負代金の支払方法又は時期を変更することができる。

（前金払）

第３２条　乙は、個別契約により前金払の特約をした場合には、その定めるところにより、甲に対し、請負代金についての前払を請求することができる。

２．乙は、受領した前払金を、この工事に係る工事に直接必要な費用以外の支払に使用してはならない。

３．乙は、甲が前払金の使途、支払状況等についての報告を求めたときは、これに応じなければならない。

４．第１項の特約は、個別契約に特記事項として定める事によりその効力を有する。

（部分払）

第３３条　乙は、出来形部分並びに工事現場に搬入した工事材料（甲の検査に合格したものに限る）に相応する請負代金相当額の１０分の９以内の額について、第３１条（請負代金の支払方法及び時期）の定めるところにより、その部分払を請求することができる。

２．乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、その請求に係る工事の出来形部分、工事現場に搬入した工事材料の確認を求める。この場合において、甲は、その確認を行い、その結果を乙に通知する。

３．甲は、第１項の規定による請求を受けたときは、第３１条（請負代金の支払方法及び時期）の定めるところにより部分払を行なう。

４．前払金の支払を受けている場合においては、第１項の請求額は次の式によって算出する。

$$\text{請求額} = \text{第１項の請負代金相当額} \times \frac{\text{請負代金額－受領済前払金}}{\text{請負代金額}} \times \frac{9}{10}$$

５．第３項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払いの請求をする場合においては、第１項及び第４項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額からすでに部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とする。

（引渡し時の支払）

第３４条　乙は、第２７条（検査及び引渡し）第２項の検査に合格したときは、引渡しと同時に、請負代金の支払を請求することができる。

２．甲は、前項の規定による請求を受けたときは、第３１条（請負代金の支払方法及び時期）の定めるところにより、請負代金を支払う。

（賃金等の立替払）

第３５条　乙は、乙又は再下請負人(再下請又は再委託先が数次にわたるときには、その全てを含む)が賃金、工事材料代金等の支払を遅延するなど紛争が生じたときは、乙の責任と負担において処理解決する。

２．甲は、乙に対しその支払を勧告してもなお支払わないときは、その労働者等から申出により、又は、前項の紛争を解決し、個別契約の目的を達成するため、甲が必要と認めたときは、乙の同意なくこれを立替えて支払うことができる。

３．甲は、前項により立替払をしたときは、乙に対して求償することができる。

（立替金等と工事請負代金との相殺）

第３６条　甲は、本約款による立替金、損害賠償金、その他乙に対する債権を生じたときは、甲の都合により乙に対し、その支払を求めるか、又は甲の乙に対する工事請負代金と対当額で相殺するか、いずれかを選択することができる。

２．前項の相殺は、甲において、甲の乙に対する債権の弁済期限前いつでも行なうことができる。

（部分払金等の不払に対する乙の工事中止）

第３７条　乙は、甲が前払金又は部分払金の支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を求めたにもかかわらず、支払をしないときは、この工事の全部又は一部の工事を一時中止することができる。この場合において、乙は、遅滞なく、その理由を明示した書面をもって、その旨を甲に通知する。

２．乙が、前項によって工事中止した場合、必要があると認められるときは、甲乙協議して、工期又は請負代金を変更する。

（契約不適合）

第３８条　工事目的物が設計図書との不一致等、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない（以下「不適合」という）ときは、甲は、乙に対して相当の期間を定めてその不適合の修補等の追完を請求し、又は追完に代えもしくは追完とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、不適合が重要ではなく、かつ、その追完に過分の費用を要するときは、甲は、追完を請求することができない。

２．前項の相当の期間内に、乙の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。但し、次の各号の一に該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金減額を請求することができる。

一．追完が不能であるとき。

二．乙が追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三．工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が追完をしないでその時期を経過したとき。

四．前三号に掲げる場合のほか、前項の相当の期間内に、乙が追完を終える見込みがないことが明らかであるとき。

３．第１項の規定による不適合の追完又は損害賠償を請求することができる期間は、第２７条（検査及び引渡し）、（第２９条（部分引渡し）において準用する場合を含む）の規定による引渡しを受けた日から、個別契約に定める期間とする。ただし、その不適合が、乙の故意又は重大な過失によって生じた場合は、当該請求をすることのできる期間は、不適合の追完又は損害賠償を請求することができる期間の経過後５年とする。

４．第１項の規定は、工事目的物の不適合が支給材料の性質又は甲もしくは監督員の指示等により生じたものであるときは、これを適用しない。

（履行遅滞の場合における損害金）

第３９条　乙の責に帰すべき理由により工期内に工事を完成することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、甲は、乙から損害金を徴収して工期を延長することができる。

２．前項の損害金の額は、請負額代金から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 14.6 パーセントの割合で計算した額とする。

３．甲の責に帰すべき理由により、第 32 条（前金払）、第 33 条（部分払）第３項又は第 34 条（引渡し時の支払）第２項、（第 29 条（部分引渡し）において準用する場合を含む）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき遅延日数に応じ、年 14.6 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、乙が、一般建設業の許可業者で、個人企業または資本金 1,000 万円未満の法人であるときは、建設業法第 24 条の５第４項に定める割合による。

（甲の解除権）

第４０条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、個別契約を解除することができる。

一．正当な理由がないのに、工事に着手すべき期間を過ぎても、工事に着手しないとき

二．その責に帰すべき理由により工期内、又は工期経過後相当期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき

三．第 42 条（乙の解除権）第１項の規定によらないで個別契約の解除を申し出たとき

四．施工技術、労務管理又は安全管理が著しく不良であるとき

五．手形、小切手等の不渡処分があったとき、又は経営に重大な支障が生じたとき

六．仮処分、仮差押え、又は強制執行を受けもしくは支払の停止、又は破産、民事再生手続開始、解散、特別清算、会社更正手続開始等の申立があったとき

七．公租公課の滞納処分を受けたとき

八．住所又は居所を変更し、工事の施工に支障が生じたとき

九．建設業の許可の効力を失い、あるいは、取消されもしくは営業の全部又は一部の停止処分を受けたとき

十．第 46 条（反社会的勢力の排除）に違反したとき

十一．前一号から十号までに掲げる場合の他、本約款又は個別契約に違反し、その違反により個別契約の目的を達することができないと認められるとき

２．甲は、前項の規定により、個別契約を解除したときは、工事の出来形部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受ける。ただし、その出来形部分が、設計図書に適合しない場合は、その引渡しを受けないことができる。

３．甲は、前項の引渡しをうけたときは、その引渡しを受けた出来形部分及び工事材料に相応する請負代金を第３１条（請負代金の支払方法及び時期）の定めるところにより、乙に支払う。

４．前項の場合において、第３２条（前金払）の規定による前払金があったときは、その前払金の額（第３３条（部分払）の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を前項の出来形部分及び工事材料に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、乙は、その余剰額に前払金の支払の日から返還までの日数に応じ、年 14.6 パーセントの割合で計算した額の利息を付して、甲に返還する。

５．甲は、第１項の規定により、個別契約を解除した場合において、乙に対して、その解除により生じた損害の賠償を求めることができる。

（甲の任意解除権）

第４１条　甲は、この工事が完成しない間は、前条第１項に規定する場合のほか必要がある場合は、個別契約を解除することができる。

２．前条第２項から第４項までの規定は、前項の規定により、個別契約を解除した場合に準用する。ただし前条第４項の規定のうち利息に関する部分は準用しない。

３．甲は、第１項の規定により甲が自らの都合により、必要がある場合において甲が個別契約を解除した場合、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。

（乙の解除権）

第４２条　乙は、次の各号の一に該当する理由のあるときは、個別契約を解除することができる。

一．第 18 条（工事の変更、中止等）の規定により、工事内容を変更したため、請負代金額が 10 分の６以上減少したとき

二．第 18 条（工事の変更、中止等）によるこの工事の施工の中止期間が工期の 10 分の６を超えたときただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後６ヶ月を経過しても、なおその中止が解除されないとき

三．甲が、個別契約に違反し、その違反によってこの工事を完成することが困難となったとき

四．甲が、請負代金を支払う能力を欠くことが明らかとなったとき

２．第 40 条（甲の解除権）第２項から第４項までの規定は、前項の規定により、個別契約が解除された場合に準用する。ただし、第 40 条（甲の解除権）第４項の規定のうち、利息に関する部分はこれを準用しない。

３．乙は、第１項の規定により、個別契約を解除した場合において、これにより損害を受けたときは、その損害の賠償を甲に対して請求することができる。

（解除に伴う措置）

第４３条　個別契約が解除された場合においては、甲及び乙は、前３条によるほか、甲及び乙に属する物件の取引、跡片付を行い、相手方を原状に回復する。

２．前項の措置を催告しても、正当な理由なく行わないときは、相手方に代わってこれを行い、その費用を請求することができる。

（秘密の保持）

第４４条　甲又は乙は、この工事の施工に当たり、知り得た工法その他の技術上の情報・知識並びに発注者及び相手方の営業上の秘密事項の一切を、個別契約終了後であっても、他に漏らしてはならない。

（特許権等の使用）

第４５条　乙は、第三者の特許権その他の権利の対象となっている施工方法、工事材料、建設機械器具等を使用するときは、その使用に関する一切の責を負う。ただし、甲の書面による指示等によって使用するものについては、この限りでない。

２．甲又は乙は、この工事の施工に当たり、相手方から知り得た工法又は共同で開発した施工方法その他について、相手方の書面による同意を得ないで使用し、又は特許権等の工業所有権を出願し、あるいは第三者をして出願させてはならない。

（反社会的勢力の排除）

第４６条　甲及び乙は、自らが現在並びに将来においても、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者・関係企業、総会屋、社会運動・政治運動標ぼうゴロ、または特殊知能暴力集団、その他これに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）のいずれにも該当せず、また次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。

一．反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

二．反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

三．自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

四．反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便益を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

五．役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

２．甲又は乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを表明し、また将来にわたっても行わないことを保証する。

一．暴力的な要求行為

二．法的な責任を超えた不当な要求行為

三．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

四．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

五．その他前各号に準ずる行為

３．乙は、乙の委託先(下請又は再委託先が数次にわたるときには、その全てを含む)が、第１項各号のいずれにも該当しないこと及び第２項各号の行為を行わないことを表明し、また将来にわたってもこれを保証する。なお、乙は当該委託先がこれらに該当し、もしくはこれらの行為をし、または前２項に基づく表明・保証に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、乙は、当該委託先との契約を直ちに解除しなければならない。

（紛争の解決）

第４７条　本約款の各条項において、甲乙協議して定めるものにつき協議がととのわない場合、その他個別契約につき甲乙間に紛争を生じた場合には、甲又は乙は、当事者の双方の合意により選定した第三者、又は建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という）のあっせん又は調停により解決を図る事ができる。

２．甲又は乙は、前項のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前項の規定にかかわらず、審査会の仲裁に付すことができる。

（書面主義）

第４８条　本約款の各条項に基づく協議、承認、承諾、通知、指示、請求等は、本約款に別に定めるもののほか原則として、書面により行なう。

（補則）

第４９条　本約款及び個別契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

京セラみらいエンビジョン株式会社